

事務事業評価シート(事後評価)

事業コード 5-2-2	事務事業名 介護保険利用者負担軽減事業	所管部課 健康福祉部 高齢者支援課
----------------	------------------------	----------------------

事務事業の概要	事務事業の目的	根拠法令等
	<p>生計困難な方に対する利用者負担額軽減制度事業に加え、新たに市の独自の制度を導入し、介護保険サービスのうち(介護予防)訪問看護の利用促進を図ることを目的とする。</p>	<input type="checkbox"/> 法律 <input type="checkbox"/> 条例・規則 <input type="checkbox"/> 政令・省令 <input checked="" type="checkbox"/> 要綱・要領
	<p>事業内容・実施方法等/補助の概要:補助団体の概要(団体名・団体の活動内容・補助金の活用内容等)、補助金の概要(国・都基準の有無・対象者拡大の有無・上乗せ補助額・市単独補助額)等 ※該当する予算事業名・節目を明記する</p> <p>【対象者】 非課税世帯に属し低所得で特に生計が困難である方で、生活保護受給者ではないこと、世帯の年間収入が基準以下であること、世帯の預貯金額が基準貯蓄額以下であること、日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと、負担能力のある親族等に扶養されていないこと及び介護保険料を滞納していない方</p> <p>【助成内容】 介護サービス利用者負担(1割又は2割)の25%</p> <p>【認定期間】 前年の所得等に応じて認定されるため、認定期間は各年8月1日～7月31日の1年間。1度認定された方でも毎年度、更新申請の手続きが必要となる。</p> <p>※参考 国・都制度:低所得で特に生計が困難である方について、介護保険サービスの提供を行う社会福祉法人(国制度)又は国制度に該当しないサービス提供事業者(都制度)又は区市町村が、利用者の負担を軽減し、介護保険サービスの利用促進を図る。(予算事業名:03.01.03.29 介護保険利用者負担軽減事業費(介護保険利用者負担軽減(市制度)))</p>	
事業開始時期	平成24 年度	実施形態 <input checked="" type="checkbox"/> 直営 <input type="checkbox"/> 委託 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> その他 ()

項目	単位	25年度	26年度	27年度	28年度
事業費(A)		39	78	133	324
財源	千円				
国庫支出金・都支出金					
地方債					
内訳					
その他 ()					
一般財源		39	78	133	324
所要人員(B)	人	0.04	0.04	0.06	0.06
人件費(C)=平均給与×(B)	千円	317	328	476	498
臨時職員賃金等(C')	千円				
総コスト(D)=(A)+(C)+(C')	千円	356	406	609	822
単位当たりコスト					
(E)=(D)/ (利用者数)	千円	45	29	21	

活動等指標	単位	25年度	26年度	27年度	28年度
① 勸奨通知発送数	実績値 人	137	174	265	
② 利用者数	実績値 人	8	14	29	
《指標の説明・数値変化の理由 など》 勸奨通知発送数は、年1回(介護予防)訪問看護の利用者のうち対象と思われる方に送付した数 利用者数は、対象要件を全て満たし、実際に補助を受けた人数					
成果指標	単位	25年度	26年度	27年度	28年度
一次 (介護予防)訪問看護利用者数	目標値				1,040
	実績値	人	757	856	937
二次	目標値				
	実績値				
《指標の説明・数値変化の理由 など》 各年度の数値は、各年度の年度末の月のサービス利用実績に基づく数値。					

事業環境等	市民・関連団体等の意見 (アンケート結果など)	国都制度は、社会福祉法人又はサービス提供事業者が負担軽減の登録をしないと利用できない制度であったため、市が直接補助できるような仕組みが利用者等から望まれていた。	
	都内26市のサービス水準との比較 (平均値、本市の順位など)	<input type="checkbox"/> 上 <input checked="" type="checkbox"/> 中 <input type="checkbox"/> 下	26市のうち一般施策で負担軽減を図っているのは、12市となっており中位に属する。
	代替・類似サービスの有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	介護保険の利用者負担額が高額となった場合は、高額介護サービス費が後から支給される。

【一次評価】

検証項目		ランク	一次評価	○検証項目、評価の判断理由 ○事業実施上の課題や今後改善すべき点等
A	事業の優先度(緊急性)	2	<input type="checkbox"/> 拡充	<p>本補助制度は、介護サービスを利用されている方のうち低所得で生計が困難な方に対し、保険給付を除いた利用者負担(1割又は2割)のうち25%を市が直接補助することにより、安心して介護サービス((介護予防)訪問看護)を利用できる環境を整備することを目的に実施するものである。</p> <p>この事業は、平成24年4月に本制度を創設して利用促進を図り、少しずつだが着実に利用が進んできており、市が主体となればばらくの間、継続して実施する必要がある。</p> <p>当該サービスの対象としては、介護サービスを利用されている方のうち(介護予防)訪問看護に限定している。また、介護保険制度が相互扶助の理念のもと社会保険方式によるものとされているため、負担をゼロとすることはできないが、低所得の方の状況も考慮しつつ適切な利用者負担とする必要がある。</p> <p>市民ニーズについては、給付型の補助事業であるため、市の財政状況も考慮しながら推測に見合ったサービスの提供ができるよう市民ニーズの把握に今後とも努めていく。</p>
	事業の必要性	2	<input checked="" type="checkbox"/> 継続実施	
	事業主体の妥当性	3	<input type="checkbox"/> 改善・見直し	
B	直接のサービスの相手方	2	<input type="checkbox"/> 抜本的見直し	
	事業内容等の適切さ	2	<input type="checkbox"/> 休止	
	受益者負担の適切さ	3	<input type="checkbox"/> 廃止	
C	市民ニーズの把握	2	<input type="checkbox"/> 廃止	

検証項目の見方 A:事業実施の意義を検証する項目 B:事業の内容・実施方法を検証する項目 C:市民ニーズの反映度を検証する項目

【二次評価】

検証項目		ランク	二次評価	○検証項目、評価の判断理由 ○事業実施上の課題や今後改善すべき点等
A	事業の優先度(緊急性)	2	<input type="checkbox"/> 拡充	<p>本事業は、平成24年4月に創設された制度であり、少しずつ利用者が増えている。対象が(介護予防)訪問看護利用者に限定されていることもあるが、制度の周知や浸透についてはこれまで以上に積極的に行う必要がある。</p> <p>今後は、低所得の方の状況にも考慮しつつ、適切な利用者負担を求めるとともに、市民ニーズ及び必要なサービス種別を把握し、引き続き適正な制度の運用を図られたい。</p>
	事業の必要性	2	<input checked="" type="checkbox"/> 継続実施	
	事業主体の妥当性	3	<input type="checkbox"/> 改善・見直し	
B	直接のサービスの相手方	2	<input type="checkbox"/> 抜本的見直し	
	事業内容等の適切さ	2	<input type="checkbox"/> 休止	
	受益者負担の適切さ	3	<input type="checkbox"/> 廃止	
C	市民ニーズの把握	1	<input type="checkbox"/> 廃止	

検証項目の見方 A:事業実施の意義を検証する項目 B:事業の内容・実施方法を検証する項目 C:市民ニーズの反映度を検証する項目

【外部評価】

外部評価	評価の判断理由及び事業実施上の課題や今後改善すべき点等
<input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 継続実施 <input type="checkbox"/> 改善・見直し <input type="checkbox"/> 抜本的見直し <input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 廃止	(対象外)

【行革本部評価】

行革本部評価	評価の判断理由及び事業実施上の課題や今後改善すべき点等
<input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 継続実施 <input type="checkbox"/> 改善・見直し <input type="checkbox"/> 抜本的見直し <input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 廃止	<p>本事業は、利用者の負担を軽減することにより、(介護予防)訪問看護の利用促進に寄与していると考えられる。市独自に市民ニーズを汲み取りながら国や都の制度を補完し、生計が困難な方の支援に取り組んでいる点については評価できる。</p> <p>今後は、制度の周知を含め、適正な運用に努められたい。</p>

【改善の方向性・スケジュールと改善実施にあたっての課題】

改善の方向性・スケジュール	周知について、引き続き、市ホームページや高齢者支援課で作成している「介護保険と高齢者福祉の手引き」や、訪問看護のサービス利用者への勧奨通知等により行う。
---------------	--